

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	省成条件	財務省令十平成年六月三十日
二十	發	發	振	額	最	払	發	發	用	振の法發号名
利	經	利	替	低	込	行	行	行	等替條律及	稱及
過	行	行	單	額	面	金	方	方	法項及の根	び
利	子	率	格	日	位	金	額	法	適	そ拠記
年	年	額	平	す	額	の	振	五	四	額よ金基附法國機用「成社條二財二利付
金	二	面	成	る	の	記	替	万	十	面る運づ則律民關を振十債第十政回
資	・	金	十	。	整	載	法	円	一	金引用き第(一)年は受替三等一六融
金	一	額	六	数	又	の	億	億	額受基厚三	平成年資
運	パ	百	年	倍	是	規	億	七	平成年日本法振	資金庫債券
用	一	円	九	の	記	定	七	でけ金生十	法等銀行に	(二十年)
基	セ	に	月	金	錄	に	百	に労七	行のと	特別會計法
金	ン	つ	二	額	はよ	に	四	寄大	う。)のとし、	一百一十年
理	ト	き	十	に	る	、	三十	託第一	する。)の規	会計法
事	百	七	よ	最	振	、	十一	法律第一	号の定。律	第十七年
長	円	日	る	低	替	、	十八	法律第一	振の以へ	和禎一
は	十	十八	も	額	口	、	万	項の規	振替適下平	昭和十七年
、	八	錢	の	面	座	、	円	資金定	に資	大藏
払	九	錢	と	金	簿	、	に資	に資	に資	行

の 払 込 み

算 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算 式 に よ
す る 期 日 に 払 い 込 む も の と 規 定
す る 。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{7}{365}$$

十 三 初 期 利 子

す 次 そ が 金 と 平
る 号 の 銀 額 し 成
期 及 翌 行 を 十
日 び 営 休 支 次
に 第 業 業 払 の 算
つ 十 日 日 う 式
い 五 に に て 号 支
同 に 払 た だ し
じ お う る さ り 日
い へ と 算 を
て 以 き 支 出 支
規 下 は 払 し 払
定 、 、 期 た 期

$$\text{額面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四 初 期 利 子

後 第 二 期 利 期
の 二 期 利 期
子 以

十 十 十
八 七 六 五

払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

平 日 額 平 利 て を 毎
成 本 面 成 子 、 支 年 三 月
十 銀 金 三 を そ 払 月
六 行 額 十 支 の 期 月
百 六 払 日 と 二
年 田 年 う 以 し 十
九 に 九 。 前 、 日
月 つ 月 六 各 及
二 き 二 月 支 び
百 月 九 間 払 九
円 日 に 期 月
に 属 に 二
す お 月 二十
い 日